5.97
第三地域では、ロラン方式は、1825―1875kHz又は1925―1975kHzを占有周波数帯として、1850kHz又は1950kHzのいずれかで運用する。1800―2000kHzの周波数帯が分配されたその他の業務は、1850kHz又は1950kHzで運用するロラン方式に有害な混信を生じさせないことを条件として、この周波数帯の周波数を使用することができる。
5.98
代替分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、グルジア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、1810―1830kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。
5.99
付加分配：サウジアラビア、オーストリア、イラク、リビア、ウズベキスタン、スロバキア、ルーマニア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810―1830kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。
5.100
第一地域において、領域の全体又は一部が北緯40度以北にある国のアマチュア業務による1810―1830kHzの周波数帯の使用は、アマチュア局と無線通信規則第5.98号及び第5.99号の規定に従って運用する他の業務の局との間の有害な混信を避けるための必要となる措置を決定するために無線通信規則第5.98号及び第5.99号に掲げる国と協議を行った後にのみ許される。
5.101（未使用）
5.102
代替分配：ボリビア、チリ、メキシコ、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、1850―2000kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務（航空移動を除く。）、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。
5.103
第一地域では、1850―2045kHz、2194―2498kHz、2502―2625kHz及び2650―2850kHzの周波数帯において固定業務及び移動業務の局への割当てに当たっては、主管庁は、海上移動業務の特別な要求に留意するものとする。
5.104
第一地域では、気象援助業務による2025―2045kHzの周波数帯の使用は、海洋学用のブイの局に限る。
5.105
グリーンランドを除く第二地域では、2065―2107kHzの周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種別をＪ３Ｅに限り、また、尖頭包絡線電力は、１kWを超えてはならず、できるだけ2065.0kHz、2079.0kHz、2082.5kHz、2086.0kHz、2093.0kHz、2096.5kHz、2100.0kHz及び2103.5kHzの搬送周波数を使用するものとする。アルゼンチン及びウルグアイでは2068.5kHz及び2075.5kHzの搬送周波数は、2072―2075.5kHzの周波数帯で使用されるという無線通信規則第52.165号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。
5.106
第二地域及び第三地域では、2065kHzから2107kHzまでの周波数の固定業務の局による使用は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、国境内での通信に限られ、かつ、平均電力が50Wを超えない固定業務の局に使用することができる。これらの周波数を通告する際には、これらの規定について無線通信局の注意を喚起するものとする。
5.107
付加分配：サウジアラビア、エリトリア、エチオピア、イラク、リビア、ソマリア及びスワジランドでは、2160―2170kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動（Ｒ）を除く移動業務にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50Wを超えてはならない。
5.108
2182kHzの搬送周波数は、無線電話のための国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。2173.5―2190.5kHzの周波数帯の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。
5.109
2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz及び16804.5kHzの周波数は、デジタル選択呼出しのための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条に定める。
5.110
2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz及び16695kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信のための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条に定める。
5.111
2182kHz、3023kHz、5680kHz及び8364kHzの搬送周波数並びに121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz及び243MHzの周波数は、地上無線通信業務に対する現行の手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条に定める。10003kHz、14993kHz及び19993kHzの周波数も同様とする。もっとも、これらの周波数を使用する場合には、発射は±３kHzの周波数帯内に制限しなければならない。
5.112
代替分配：デンマーク及びスリランカでは、2194―2300kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。
5.113
放送業務による2300―2495kHz（第一地域では2300―2498kHz）、3200―3400kHz、4750―4995kHz及び5005―5060kHzの周波数帯の使用条件については、無線通信規則第5.16号から第5.20号まで、第5.21号及び第23.3号から第23.10号までを参照すること。
5.114
代替分配：デンマーク及びイラクでは、2502―2625kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。
5.115
3023kHz及び5680kHzの搬送周波数は、それぞれ無線通信規則第31条の規定に従い、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。
5.116
主管庁は、小電力の無線補聴器に対して世界的に共通のチャネルを設けるため、3155―3195kHzの周波数帯の使用を許可することを要請される。主管庁は、地域的な需要を満たすため、3155―3400kHzの周波数帯において、この種の機器に対して追加のチャネルを割り当てることができる。
3000―4000kHzの範囲内の周波数が、誘導磁界内において短距離で運用するように設計されている無線補聴器に適していることに留意するものとする。
5.117
代替分配：コートジボワール、デンマーク、エジプト、リベリア、スリランカ及びトーゴでは、3155―3200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。
5.118
付加分配：アメリカ合衆国、メキシコ、ペルー及びウルグアイでは、3230―3400kHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。